

農薬危害防止講習会テキスト

(毒物及び劇物取締法関係)

広島県健康福祉局
薬務課

目 次

I 毒物及び劇物の基礎知識	1
1 定義	1
2 判定基準	1
3 毒性等	2
II 販売等行う場合・業務上取扱う場合の制度	3
1 営業の登録	3
（1）製造業者・輸入業者	3
（2）販売業者	3
（3）登録の基準	3
2 毒物劇物取扱責任者	4
（1）毒物劇物取扱者の資格	4
（2）欠格事項	4
3 業務上取扱者	4
（1）届出が必要な業務上取扱者	4
（2）届出の必要がない業務上取扱者	4
（3）規制内容	4
III 毒物及び劇物の取扱い	5
1 販売業者・業務上取扱者（農家等）の遵守事項	5
（1）届出等	5
（2）取扱い	5
（3）表示	5
（4）農業用毒物劇物の着色	5
（5）譲渡・交付	5
（6）廃棄	7
（7）運搬	7
（8）事故の際の措置	8
2 毒物劇物危害防止規定	8
3 特定毒物の取扱い	8
4 毒物劇物に該当する農薬の適正な取扱いのために	9
5 自己点検	9
6 風水害に備えた毒物及び劇物の保管管理等	9
（参考）「毒物劇物危害防止規定について」 （昭和50年11月6日付薬安第80号薬監第134号厚生省薬務局安全課長 及び同局監視指導課長通知）で求められる危害防止規定各項に対応した 具体的な取組例	10
【別紙資料1】毒物劇物危害防止規定について	11
【別紙資料2】自己点検表	16
IV 資料	
1 パラコート剤の適正な管理について	18
2 パラコート剤の保管管理等の徹底について	20
3 爆発性等を有する劇物、シアン化合物等の適正な取扱いについて	22
4 毒物及び劇物取締法施行令等の一部改正に伴う毒物及び劇物の 性状及び取扱いに関する情報の提供の取扱いについて	24
5 毒物劇物取扱責任者の資格の確認について	26
6 廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止について	27
7 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の 利用に関する法律等の施行等について	28
8 毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について	28
9 毒物及び劇物のオンライン販売に係る留意事項について	29
10 毒物劇物販売業登録等手続き一覧	30

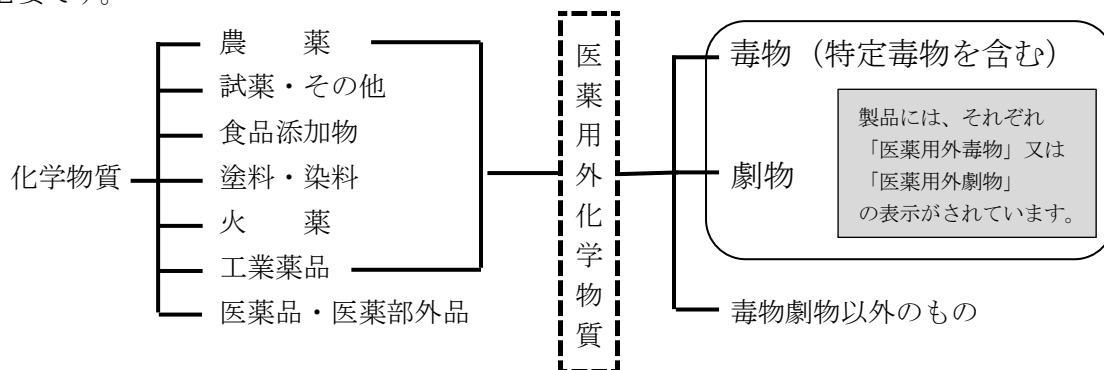
I 毒物及び劇物の基礎知識

1 定義

「毒物及び劇物取締法」では、工業その他の業種・学術目的又は一般家庭で使用されている化学物質の中でも毒性等に基づく保健衛生上の危害の防止が必要なものについて、毒性の強い物を毒物に、これに準じて規制する必要がある物を劇物に、毒物のうち特に著しい毒性を有するものについて特定毒物に指定して、それらの取扱い等について必要な規制を行っています。

これらの毒物及び劇物は、粉じん又は蒸気として吸入されたり、皮膚に触れたり、誤ってあるいは故意に体内に摂取された場合に、比較的少量でも人や動物に危害を与えるものです。

農薬も強い毒性を持つものは、毒物又は劇物に指定されており、製造、輸入及び販売は登録業者に限られ、運送業者や消費者である農家も業務上取扱者として貯蔵、運搬等について、法に従った取扱いが必要です。



2 判定基準

毒物劇物の判定は、動物における知見、ヒトにおける知見、又はその他の知見に基づき、当該物質の物性、化学製品としての特質等を勘案して行うものとされ、その基準は原則として次のとおりです。

(1) 動物における知見

ア 急性毒性

原則として、得られる限り多様な曝露経路の急性毒性情報を評価し、どれか一つの曝露経路でも毒物と判定される場合には毒物に、一つも毒物と判定される曝露経路がなく、どれか一つの曝露経路で劇物と判定される場合には、劇物と判定されます。

a 経口	毒物	LD ₅₀ *が50mg/kg以下のもの
	劇物	LD ₅₀ が50mg/kgを越え300mg/kg以下のもの
b 経皮	毒物	LD ₅₀ が200mg/kg以下のもの
	劇物	LD ₅₀ が200mg/kgを越え1,000mg/kg以下のもの
c 吸入 (ガス)	毒物	LC ₅₀ *が500ppm (4hr) 以下のもの
	劇物	LC ₅₀ が500ppm (4hr) を越え2,500ppm (4hr) 以下のもの
d 吸入 (蒸気)	毒物	LC ₅₀ が2.0mg/L (4hr) 以下のもの
	劇物	LC ₅₀ が2.0mg/L (4hr) を越え10mg/L (4hr) 以下のもの
e 吸入 (ダスト、ミスト)	毒物	LC ₅₀ が0.5mg/L (4hr) 以下のもの
	劇物	LC ₅₀ が0.5mg/L (4hr) を越え1.0mg/L (4hr) 以下のもの
f その他		

* LD₅₀、LC₅₀：摂取した個体数の内、その半数が死に至る量をいう。

- イ 皮膚に対する腐食性
- ウ 目等の粘膜に対する重篤な損傷

(2) ヒトにおける知見

ヒトの事故事例を基礎として毒性の検討を行い、判定を行います。

(3) その他の知見

化学物質の反応性等の物理化学的性質などから毒性、刺激性の検討を行います。

(4) 特定毒物

毒物のうちで毒性が極めて強く、当該物質が広く一般に使用されるか又は使用されると考えられるものなどで、危害発生のおそれが著しいものは**特定毒物**とされます。

3 毒性等

毒物及び劇物は、次に示すように、人あるいは動物の局部に対して作用するか、体内に吸収されて諸器官に作用するか、又はこの両者によって生活体に危害を与えるものです。

(1) 接触した局部の細胞に作用して、凝固、崩壊又は壊疽を起こさせるもの

【塩酸・硫酸等の腐食性酸類、苛性ソーダ・アンモニア水等の腐食性アルカリ類、水銀・銅の塩類など】

(2) 主として体内に吸収されて、生体細胞の原形質を侵し、酸素の供給を妨げ、代謝作用に障害をきたし、諸種の器官に脂肪性を起こさせるもの

【黄燐・ヒ素化合物など】

(3) 血色素を溶解したり、メトヘモグロビンとしたり、又は結合力の強いヘモグロビン結合体を作って、酸素の供給を不十分にさせるもの

【シアン化合物・塩素酸塩類】

(4) 体内に吸収されて、主として中枢神経と心臓を侵すもの

【メタノール、クロロホルムなど】

(5) 体内に吸収されて、コリンエステラーゼを阻害し、神経の正常な機能を妨げるもの

【DEP（ディブテレックス）・EPNなどの有機リン製剤】

これらの物質は、一般的には一度に大量摂取した場合は**急性中毒**を起こし、少量ずつ長い期間にわたり摂取した場合は**慢性中毒**を起こすとされています。

II 販売等行う場合・業務上取扱う場合の制度

毒物・劇物を扱う場合には、毒物及び劇物取締法により様々な決まりが定められています。毒物又は劇物を販売・授与する場合には登録が必要です。防除業者、農家の人が、毒物劇物たる農薬を取り扱う場合は業務上取扱者に該当します。毒物・劇物を取扱規定は、いずれの場合も適用されます。(詳細は、IIIをご覧ください。)

業種	事務種別	登録権限者／届出先	有効期間	取扱責任者	取扱規定	
製造業、輸入業	登録	都道府県知事 (一部は保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)	5年	要設置	適用	
販売業	一般販売業	都道府県知事 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	6年	要設置	適用	
	農薬用品目販売業					
	特定品目販売業					
業務上取扱者	要届出業種	届出	同上	なし	要設置	適用
	その他の業種	なし	——	——	——	適用

1 営業の登録（法第3条、4条、4条の2及び4条の3）

(1) 製造業者・輸入業者

毒物劇物の製造業又は輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物劇物を販売又は授与の目的で製造又は輸入することはできません。

毒物劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所若しくは営業所ごとに都道府県知事が行います。この登録は5年ごとに更新を受けなければ失効します。

(2) 販売業者

毒物劇物の販売業の登録を受けた者でなければ毒物劇物を販売、授与し又はこれらの目的で貯蔵、運搬又は陳列することはできません。

毒物劇物の販売業の登録は、店舗ごとに都道府県知事（その店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長。）が行います。

この登録は、6年ごとに更新を受けなければ失効します。

販売業には、取扱う品目によって3つの種類があります。

①一般販売業、②農薬用品目販売業、③特定品目販売業

農薬用品目販売業の取扱うことができる品目は、農薬用品目として指定されたものだけです。

(3) 登録の基準（法第5条）

登録するための要件としては、設備に関する物的要件と登録を受けようとする者に関する人的要件があります。

ア 物的要件（規則第4条の4）

(ア) 製造作業を行う場所

- ・コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込みおそれのない構造であること。
- ・毒物劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。

(イ) 貯蔵設備

- ・毒物劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- ・毒物劇物を貯蔵するタンク、ドラム缶、その他の容器は、毒劇物が飛散し、漏れ、しみ出るおそれのないものであること。
- ・貯水池その他容器を用いなくて毒物劇物を貯蔵する設備は、毒劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
- ・毒物劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵が設けてあること。

(ウ) 陳列する場所
・かぎをかける設備があること。

(エ) 運搬用具
・毒物劇物が飛散し、漏れ、しみ出るおそれがないものであること。

イ 人的要件

本法の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していない者は、登録できない。

2 毒物劇物取扱責任者（法第7条、8条）

毒物劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせなければなりません。

(1) 毒物劇物取扱者の資格

- ア 薬剤師
- イ 厚生労働省令で定める学校で応用科学に関する学課を修了した者
- ウ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者
試験は一般、農業用品目、特定品目の区分があります。

(2) 欠格事項

- ア 18才未満のもの
- イ 心身の支障により業務を適正に行うことができない者
- ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- エ 毒物・劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の処罰から3年を経過していない者

3 業務上取扱者（法第22条）

毒物劇物営業者又は特定毒物研究者以外の者であって毒物劇物を業務上取り扱う者は、「業務上取扱者」として扱われ、毒物劇物の取り扱い等に関する規制が一部準用されています。

業務上取扱者には、都道府県知事に届出の必要な業態と、それ以外の業態の2種類があります。

(1) 届出が必要な業務上取扱者

次の者は、都道府県知事に所要の届出が必要です。

- ア 電気メッキ又は金属熱処理を行う事業を行う者であって、その業務上シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物たる毒物（製剤を含む）を取り扱う者
- イ 最大積載量が5,000kg以上の自動車に固定された容器を用いる等により、法施行令別表2に掲げられている毒物劇物を運送する事業を行う者
- ウ しろありの防除を行う事業を行う者であって、その業務上、砒素化合物たる毒物（製剤を含む）を取扱う者

(2) 届出の必要がない業務上取扱者

毒物劇物を業務上取り扱う者であって、届出の必要がない業務上取扱者についても、一部の規制が適用されます。

例えば農家の人が、毒物劇物たる農薬を取り扱う場合はこれに該当します。

(3) 規制内容

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| ア 毒物劇物取扱責任者の設置※ | イ 毒物劇物の保管 |
| ウ 毒物劇物の表示 | エ 毒物劇物の廃棄方法に関する規制 |
| オ 廃棄方法に関する技術基準に反して処理し、当該廃棄物の回収を命じられる※ | キ 事故の際の措置 |
| カ 毒物劇物運搬等の技術基準遵守 | |
| ク 立入検査に対する応需義務 | |

※のある項目は、届出の必要がない業務上取扱者には適用されません。

Ⅲ 毒物及び劇物の取扱い

1 販売業者・業務上取扱者（農家等）の遵守事項

毒物劇物は、危険な物質ではありますが、きちんと管理して適切に取り扱えば有用であるという側面も持っています。次の事項を遵守して、毒物劇物の適正な管理、取扱い等を行ってください。

(1) 届出等（法第10条）

ア 変更届

販売業者は、氏名、住所、店舗名又は設備（毒物又は劇物を製造し、貯蔵し又は運搬する設備の重要な部分）等を変更したときは30日以内に届け出を行わなければならない。

イ 廃止届

販売業者は、営業を廃止したときは30日以内に届け出を行わなければならない。

(2) 取扱い(法第11条)

ア 盗難、紛失を防ぐのに必要な措置を講ずること。

イ 毒物劇物等が店舗の外に飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込むのを防ぐ必要な措置を講ずること。

ウ 飲食物の容器として使用されるものを、毒物劇物の容器として使用してはならないこと。

(3) 表示（法第12条）

ア 毒物劇物の容器、被包に「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

イ 容器・被包に次の事項を表示しなければ、販売、授与してはならない。

(ア) 名称

(イ) 成分及び含量

(ウ) 厚生労働省令で定める物については解毒剤の名称

(エ) 取り扱い使用上特に必要と認めて厚生労働省令で定める事項（製造業者の名称・所在地等）

ウ 毒物劇物を貯蔵・陳列する場所には、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示しなければならない。

(4) 農業用毒物劇物の着色（法第13条）

特定の毒物劇物については、厚生労働省令で定める方法により着色したものでなければ農業用として販売、授与できない。（硫酸タリウムを含有する製剤は「あせにくい黒色」等）

(5) 譲渡・交付(法第14条、15条)

ア 毒物又は劇物を他の営業者に販売・授与したときは、その都度次の事項を書面に記載しなければならない。

(ア) 毒物又は劇物の名称及び数量

(イ) 販売又は授与の年月日

(ウ) 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

イ 営業者以外の者（一般消費者・農家等）に販売するときは、前記アの事項を記載の上、押印又は署名した書面（※）の提出を受けなければならない。

※ 実際には、販売店等でこれに使う様式を備え付けている場合があります。

(様式・例示)

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		
譲受人（法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地）	氏名	印
	職業	
	住所	
備考		

ウ 販売、授与の日から5年間それらの書面を保管しなければならない。

エ 18才未満の者、心身の障害により保健衛生上の措置ができない者又は麻薬等の中毒者に毒物劇物を交付してはならない。

オ 引火性、発火性又は爆発性のある毒物及び劇物（亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム30%以上を含むものに限る）、塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類35%以上を含有するものに限る）、ナトリウム並びにピクリン酸）については、交付を受ける者の氏名及び住所を、身分証明書（運転免許証等）で確認した後でなければ、これらの毒物劇物を交付してはならない。

また、確認した事項を帳簿に記載し、最終の記載の日から5年間保存しなければならない。

(帳簿の記載例)

交付年月日	劇物の名称	数量	交付を受けた者の氏名・住所	確認した資料等	備考
R元・6・30	ピクリン酸	50ml	広島市中区基町10-52 県庁一郎	運転免許証	教材用

カ 毒物劇物を販売し、又は授与するときは、譲渡人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

【毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報】（令第40条の9、規則第13条の11）

- ① 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 毒物又は劇物の別
- ③ 名称並びに成分及びその含量
- ④ 応急措置
- ⑤ 火災時の措置
- ⑥ 漏出時の措置
- ⑦ 取扱い及び保管上の注意
- ⑧ 暴露の防止及び保護のための措置
- ⑨ 物理的及び化学的性質
- ⑩ 安定性及び反応性
- ⑪ 毒性に関する情報
- ⑫ 廃棄上の注意
- ⑬ 輸送上の注意

（6） 廃 棄（法第15条の2）

保健衛生上の危害を生ずるおそれのないよう、次の技術上の基準に従って適正な廃棄を行う必要があります

【政令で定める廃棄の技術上の基準】 抜粋（令第40条）

- ① 中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により、毒物劇物及び無機シアン化合物を含有する液体（1 ppm 以下のものを除く。）等のいずれにも該当しないものとする。
- ② ガス体又は揮発性の毒物劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれのない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。
- ③ 可燃性の毒物劇物は、保健衛生上の危害が生じる恐れがない場所で少量ずつ燃焼させること。
- ④ ①～③により難しい場合には、地下1メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

なお、上記の基準は、毒物劇物の廃棄方法についての一般的な方法を規定したものです。

個々の品目についての具体的な廃棄方法は、別途「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準」として定めています。

また、これらの方法で廃棄する場合であっても、下水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等法令にも抵触しないことが必要です。

（7） 運 搬（法第16条）

毒物劇物の運搬・貯蔵その他の取り扱いについては、定められた技術上の基準に従って行わなければならない。具体的には運搬時の容器、運搬方法、荷送人の通知義務等が規定されています。

ア 運搬方法

別表第2に掲げる毒物・劇物（業務上届出の必要な運送業の取扱品目と同じ。）を車両で1回5,000kg以上運送する場合の基準

（ア）厚生労働省令で定める距離を越えて運搬する場合は、運転手の他交代要員1名を同乗されること。

- (イ) 30cm角の板に黒地に白字で毒の文字の標識を車両の前後の見やすい箇所に掲げること。
- (ウ) 車両には、防毒マスク、ゴム手袋、その他事故時の応急措置に必要な保護具を2人以上備えること。
- (エ) 車両には、運搬する毒物・劇物の名称、成分及び含量、事故時に講じなければならない応急の措置の内容を記した書面を備えること。
- (オ) 容器後部に直接か車両の後部の表示板に毒物又は劇物の名称（販売名）、成分（化学名等化学物質を特定できる名称）、を表示すること。

イ 運搬容器に関する基準

四アルキル鉛、無機シアン化合物、弗化水素又はこれを含有する製剤（70%以上）、弗化水素又はこれを含有する製剤（70%未満）等について、容器の基準が定められています。

ウ 荷送人の通知義務

毒物又は劇物を車両又は鉄道により、1回に1,000kgを超えて運搬する場合で、運搬を他に委託するときは、その荷送人（荷主）は、運送人（依頼人）に、毒物又は劇物の名称、成分、含量、数量及び事故の際の応急措置の内容を記載した書面を提出しなければならない。

(8) 事故の際の措置（法第17条）

取り扱っている毒物劇物が、飛散し、漏れ、流れ出る若しくは、しみ出る、又は地下にしみ込んだような事態が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれのあると認められるようなときは、直ちにその旨を、保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講ずる必要があります。

また、取り扱っている毒物劇物が盗難にあたり紛失したときは、直ちに警察署へ届け出なければなりません。

2 毒物劇物危害防止規定

危害防止規定は、毒物劇物を扱う製造所・販売所等の事業所で毒物劇物の管理・責任体制を明確にして、危害の発生を未然に防止することを目的としたものです。

毒物劇物による危害防止の目的を達成するよう職務・組織に関する事項、設備の点検・整備・補修の方法に関する事項、事故時における緊急措置活動に関する事項、教育・訓練に関する事項等について具体的に記述した「毒物劇物危害防止規定」を作成することになっています。

毒物劇物の危害は、事業所によって取扱う種類、量や取扱い方法等が異なることから、毒物劇物の危害は、事業所によって取扱う種類、量や取扱い方法等が異なることから、各事業所の実情に応じた危害防止対策を予め策定し、職員に周知しておく必要があります。

「毒物劇物危害防止規定」はP11～15に作成にあたって必要な内容とモデルを載せていますので、参考にしてください。

また、P10に参考として昭和50年11月6日付薬安第80号薬監第134号厚生省薬務局安全課長及び同局監視指導課長通知「毒物劇物危害防止規定について」で求められる危害防止規定各項に対応した具体的な取組例を掲載していますので、参考にしてください。

3 特定毒物の取扱い（法第3条の2第3項）

毒物のうち、その毒性が極めて強く、かつ、その物質が広く一般に使用されるもので、危害発生のおそれが著しいものは、「特定毒物」として特に厳しく規制されています。

農業用品目は4種類（実際に農薬として登録されているものは燐化アルミニウムの1種類）で、政令で使用者、用途、使用方法について規定されています。

従って、特定毒物である農薬の散布は、特定毒物使用者として指定を受けた者のみが、その使用しうる特定毒物の政令で定める用途、使用方法に従って行うこととなっています。

4 毒物劇物に該当する農薬の適正な取扱いのために

【毒物劇物に該当する農薬が不適正に使用される要因】

- (1) 当該農薬を使用する農家等に、「毒劇法上販売業の登録を受けた者でなければ、毒物劇物を販売又は授与できない。」ということが周知されていないこと。
- (2) 他の容器に移し替えるなど、購入者の保管・管理が適正に行われず高齢者・子どもなどが誤って飲んでしまうこと。
- (3) 庭や倉庫に置いたままにして、購入者以外が容易に持ち出してしまうこと。

などが考えられます。

次の事項に留意して、事故等の発生を防止してください。

【毒物劇物営業者が販売するときに注意すること】

- (1) 法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認する。
- (2) 譲受人等の言動その他から安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

【毒物劇物営業者が購入者に伝えること】

- (1) 登録を受けることなく毒物劇物を販売又は授与することは法律で禁止されている。
- (2) 毒物劇物たる農薬を廃棄するときは、法律上の基準に従わなければならない。
- (3) 毒物劇物たる農薬は、その他の農薬と区別して、適正な保管管理（施錠管理）を行う。
- (4) 農薬は、必要な量だけを購入し、他の容器に移し替えたり他人に譲り渡したりしない。

なお、購入者は、上記（1）～（4）の事項を遵守し、適正に使用するよう注意してください。

5 自己点検

毒物劇物の保管管理及び取扱い等を適正に実施するため、定期的に自己点検を行ってください。

※【別紙資料2】自己点検表を参照のこと。

6 風水害に備えた毒物及び劇物の保管管理等

令和元年の台風15号及び台風19号の暴風、浸水等による被害を受けた毒物又は劇物を取り扱う事業所から毒物劇物が流出・漏洩する事故が複数発生しました。

毒物劇物を保管する施設等の浸水高さ等をハザードマップ等で確認し、平常時から確認・準備し、浸水・土砂流入対策など適切な措置を講じるようお願いいたします。

(参考)

「毒物劇物危害防止規定について」(昭和50年11月6日付薬安第80号薬監第134号厚生省薬務局安全課長及び同局監視指導課長通知)で求められる危害防止規定各項に対応した具体的な取組例

危害防止規定に記載すべき基本的な事項	具体的な取組例
ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項	○連絡体制を確立し、関係者に周知する。 ○現状に即したものとするため、定期的に見直している。
イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項	○製造の手順が明確にされている。 ○毒物劇物を取り扱う従業員において作業方法等が周知徹底され、適切な取扱いが実施されているかどうかの確認を行っている。
ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項	○点検の手順が明確にされており、手順に従い適切に点検し、その記録が適切に保存されている。 ○日常点検表を作成し、定期的な点検が実施されている。 ○点検手順等を定期的に見直している。
エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項	○点検等で、老朽化による設備の欠陥等の確認後、適切に整備、補修等の対策を行っている。 ○耐用年数の確認及び更新計画を策定している。
オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項	○事故時の応急措置に必要な資材及び器具等(中和剤等)を備え、適切に管理し、定期的な点検している。 ○配管に流れの方向が識別できる表示をしている。
カ 毒物及び劇物貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項	○事故対応について、具体的な手順等(中和剤の使用、保護具の使用、施設外へ流出した場合の対応)を定めている。 ○実地訓練の手順及び頻度について定め、手順に従い、定期的に実地訓練等を実施している。 ○実地訓練での気づきについて、適切に検討し、適宜改善策を講じている。 ○新たに担当となった者に対し、適切に手順等を行うことができるように研修等を行っている。
キ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項	○予め定められた頻度及び手順に従い、危害防止規定の検証(見直し)が行われている。 ○定期的に SDS 等の確認を行い、取り扱う毒物劇物について最新の情報を得ている。 ○法改正等の情報が速やかに入手・共有され、適切な対応が行われる体制が確立している。

(令和2年 広島県健康福祉局薬務課作成)

【別紙資料1】

(昭和50年11月6日薬安第80号薬監第134号厚生省薬務局安全課長、厚生省薬務局監視指導課長通知抜粋)

毒物劇物危害防止規定について

1 危害防止規定の目的及び性格について

危害防止規定は、当該製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、もって毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした事業者の自主的な規範であること。

2 危害防止規定の記載事項について

(1) 危害防止規定は、当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量・取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容になるように作成すること。

なお、毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であっても差し支えないこと。

(2) 危害防止規定の記載事項には、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうるよう、下記の基本的な事項が記載されていなければならないこと。

なお、危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めること。

ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項

イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ 毒物及び劇物貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項

キ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

《参考資料》

毒物劇物危害防止規定

所在地
名称

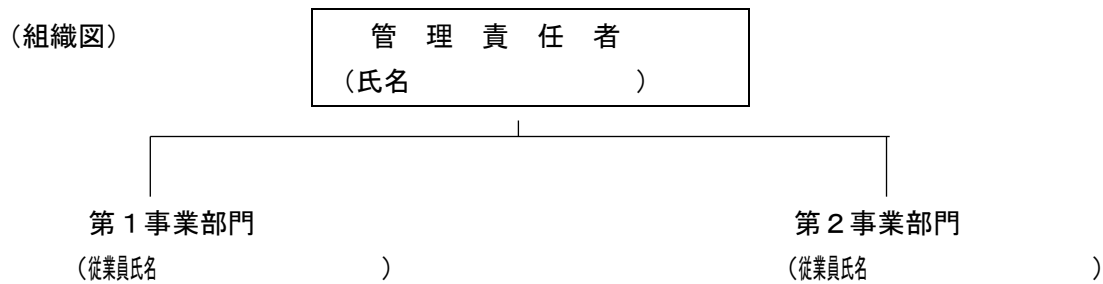
1 目的

本規定は、毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2 管理責任者

毒物劇物の取扱いに関し、事業所全体を管理、監督する毒物劇物管理責任者を設置する。

(組織図)



(管理責任者の業務)

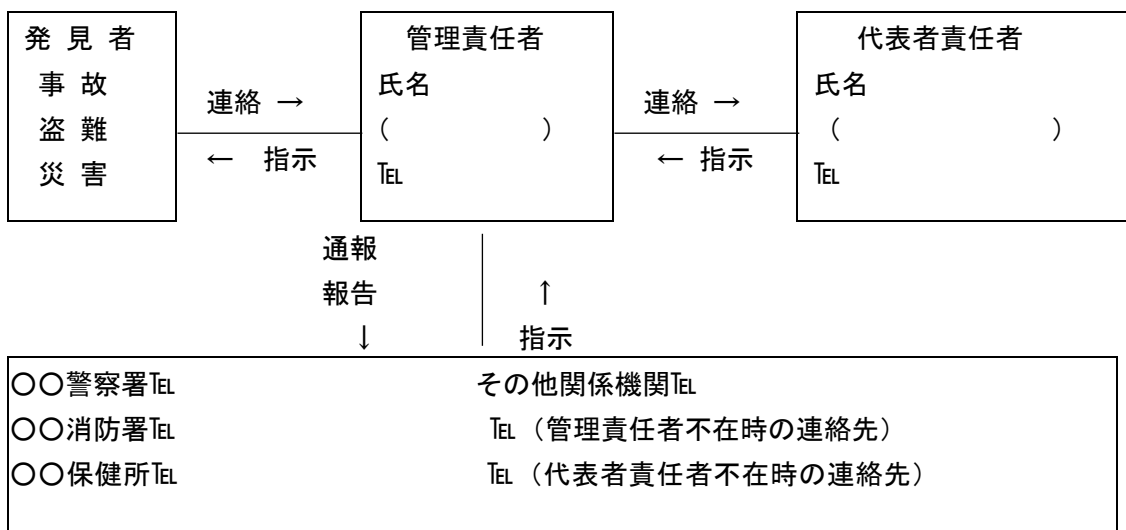
- (1) 管理責任者は、5「注意及び確認事項」に掲げる管理簿・自己点検表・毒物劇物の取扱い方法等を定期的に確認し、異常が認められた時は、速やかに必要な措置を行う。
- (2) 管理責任者は、毒物劇物の取扱いに関し、必要な指示を各部門の管理者を通じ従業員に与える。

(従業員の業務)

各従業員は、管理責任者の指示に従い、必要な助言及び報告を行う。

3 緊急連絡網

事故等が発生した際には、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限に食い止めるための緊急連絡体制を確立する。



4 その他

規定年月日 年 月 日（規定者 印）
改定年月日 年 月 日（改定者 印）

5 注意及び確認事項

毒物劇物の適正な取扱いのため従業員は、次の事項を遵守すること。

(1) 取扱う毒物劇物の名称・保管量について

- ・毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、別紙1の管理簿を作成する。
- ・各従業員は、取扱った毒物劇物の数量を管理簿に記録する。
- ・最少保管数量になった時点で管理責任者は、購買担当者に連絡し、新たに購入する。

(2) 貯蔵設備について

- ・貯蔵設備について別紙2日常点検表に基づく点検を各業務場所担当者は行い、記録する。
- ・設備の改修や震災等の異常時の点検・保守等については、点検を行い管理責任者が確認のうえ、取扱いを再開する。

(3) 取扱いについて

- ・貯蔵設備は、必要時以外は解錠しないこと。カギは、責任者を定めて管理する。
- ・保管中の毒物劇物の状態を確認し、異常の有無を点検する。
- ・貯蔵設備の換気、排水処理設備等の異常の確認を行う。
- ・毒物劇物の使用後の空容器は、保健衛生上の危害が生じないよう適切な処分を行う。

(4) 応急措置・廃棄について

- ・万一、保管容器等から毒物劇物が流失、飛散した場合には、直ちに3「緊急連絡網」により関係者に連絡すること。
- ・被害の拡大を防ぐため、別紙「応急措置」により適切な対応を行うこと。
- ・廃棄については、自家処理せず、都道府県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、適正な処理を行う。
- ・委託処理を行った場合には、その処理した量、年月日等を記録し、3年間保存すること。

(5) 教育及び訓練

管理責任者は、保健衛生上の危害防止のため、定期的な教育及び訓練を行うこと。

- ・法の規制に関すること
- ・事故等の応急措置に関すること。
- ・毒物劇物の性状に関すること。
- ・その他

日 常 点 検 表

(所属)

確 認 日		年 月 日 (AM)	年 月 日 (PM)	備 考
確 認 事 項				
貯 蔵 設 備	施錠の状態			
	カギの保管状況			
	表示内容			
	固定状況			
	流失・飛散の有無			
	他との区分			
	改修等の必要性			
	その他			
製 品	表示内容			
	飲食物容器への保管の有無			
	その他			
応急措置 品目毎の措置の確認				
廃棄 廃棄方法の状況				
そ の 他				
確 認 印	担 当 者 印			
	所 属 責 任 者 印			
	管 理 責 任 者 印			

【別紙資料2】 自己点検表

(1) 販売業者

項目	内 容	記入月日			
		/	/	/	/
(1) 登 録	(ア) 登録の期限は切れていないか				
	(イ) 制限品目の販売、授与はないか				
	(ウ) 変更の届出の必要な事項（住所氏名等）について届出がしてあるか				
(2) 貯蔵設 備等	(ア) 他の物と区分して貯蔵できるものであるか				
	(イ) 飛散し、漏れ、しみ出る若しくは流れ出る、又は地下にしみ込むおそれのないものであるか				
	(ウ) かぎの設備があるか、又は周囲に堅固なさくが設けられているか				
	(エ) 設備が変更している場合、届出がしてあるか				
(3) 取 扱	(ア) 盗難、紛失に対する予防措置がなされているか				
	(イ) 毒物劇物等が事業場外に飛散し、漏れ、流れ出る、しみ出る又は地下にしみ込むことに対する 予防措置がなされているか				
	(ウ) 飲食物容器が使用されていないか				
	(エ) その他取扱について不適はないか				
(4) 運 搬	(ア) 運送用車両所有台数 固 定： 台、積 載： 台				
	(イ) 運送を他業者に委託しているか 委託先：				
	(ウ) 委託に際し荷送人の通知義務が守られているか				
	(エ) その他運搬基準が守られているか				
	(オ) 毒物劇物等の運搬に際し飛散し、漏れ、流れ出又はしみ出ることがないよう予防措置が なされているか				
(5) 廃 棄	(ア) 毒物劇物等の廃棄は適正に行われているか				
(6) 表示等	(ア) 容器、被包に所定の表示がなされているか				
	(イ) 貯蔵、陳列場所に所定の表示がなされているか				
	(ウ) 着色、品質の基準が守られているか				
(7) 譲 渡 交 付	(ア) 書面又は帳簿の記載について不備はないか				
	(イ) 18歳未満の者その他安全な取扱について不安があると認められる者に交付していないか				
	(ウ) 特定毒物の譲渡先は適正か				
	(エ) 書面又は帳簿を5年間保存しているか				
	(オ) 販売又は授与するときは、当該毒物又は劇物の性状及び取扱に関する情報の提供を行っているか				
	(カ) その他譲渡交付について不適はないか				
(8) 事 故	(ア) 届出義務を知っているか				
	(イ) 事故に対する事業場内の管理組織体制が確立されているか				
	(ウ) 危害防止のための応急措置の知識又は必要な設備、機材の用意があるか				
	(エ) 過去1年間のうちに事故はなかったか				
(9) 取 扱 責任者	(ア) 取扱責任者が実地に保健衛生上の危害の防止にあたっているか				
	(イ) 取扱責任者がその業務を実施するにあたり、必要な権限を有しているか				
	(ウ) 取扱責任者が変更している場合は届出しているか				

(2) 業務上取扱者(届出不要業者用)

(例) 毒物劇物たる化学工業薬品等を使用する化学工業者

毒物劇物たる農薬を使用する農業者

研究、教育等の目的で毒物劇物たる試薬を使用する教育者、研究者

項目	内 容	記入月日			
		/	/	/	/
貯蔵 設備等	(ア) 他の物と区分して貯蔵できるものであるか。				
	(イ) 飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのないものであるか。				
	(ウ) かぎの設備があるか。又は周囲に堅固なさくが設けられているか。				
(2) 取 扱	(ア) 盗難、紛失に対する予防措置がなされているか				
	(イ) 毒物劇物等が事業場外に飛散し、漏れ、流れ出る、若しくはしみ出る又は地下にしみ込むことに対する予防措置がなされているか				
	(ウ) 飲食物容器が使用されていないか				
	(エ) その他取扱について不適はないか				
(3) 運 搬	(ア) 運搬基準が守られているか				
	(イ) 毒物劇物等の運搬に際し飛散し、漏れ、流れ出又はしみ出ることがないように予防措置がなされているか				
(4) 廃 棄	(ア) 毒物劇物等の廃棄は適正に行われているか				
(5) 表示等	(ア) 容器、被包に所定の表示がなされているか				
	(イ) 貯蔵、陳列場所に所定の表示がなされているか				
(6) 事 故	(ア) 届出義務を知っているか				
	(イ) 事故に対する事業場内の管理組織体制が確立されているか				
	(ウ) 危害防止のための応急措置の知識又は必要な設備、機材の用意があるか				
	(エ) 過去1年間のうちに事故はなかったか				

IV 資料

1 パラコート剤の適正な管理について

(昭和60年11月20日薬安第222号、薬監第66号、厚生省薬務局安全課長及び監視指導課長から各都道府県衛生主管部(局)長あて)

毒物劇物の監視指導については、かねてより種々ご高配をいただいているところであるが、最近パラコート剤による自殺、清涼飲料水への混入事件等が発生している。

このことについては10月7日の薬事担当者の会議において、昭和59年11月5日薬発第865号薬務局長通知「シアン化合物の適正な管理について」及び昭和59年12月20日衛食第102号、薬発第999号生活衛生局長、薬務局長連名通知「114号事件に係る食品の安全確保及び毒物劇物の適正管理について」の内容により、貴管下の毒物劇物の製造業者等に対して適正な保管管理等の徹底を行うよう、また、その通知内容に加え、業務上取扱者に対する指導として、販売業者がパラコート剤を販売する際、購入者に保管管理及び盗難防止の措置等の指導を行うようお願いしたところである。

しかしながら、この種の一連の事件が未だ相次ぎ社会的に大きな問題となっているので今後の監視指導に当たっては下記事項に留意のうえ、パラコート剤を取り扱う業者に重点を置いた立入検査を計画的に実施するとともに、関係業者団体に自己点検の実施を要請する等格段のご配慮をお願いする。

なお、パラコート剤については、農林水産省より本年11月20日60農蚕第6515号「パラコート除草剤の管理指導について」の通知が各地方農政局長、沖縄総合事務局長及び北海道知事あてに別添写しのとおり送付されたところであるので、貴管下のパラコート剤の登録を受けた毒物劇物製造(輸入)業者及び毒物劇物販売業者に対し周知するとともに貴職におかれてもご了知のうえ農林水産担当部(局)とも協力し、監視指導に遺憾なきを期せられたい。

記

- 1 パラコート剤の取扱業者等に対し毒物劇物の保管設備及び保管場所の再点検、取扱い数量、在庫量及び保管方法等の確認を常時行わせるなど、管理体制の強化及び保管管理、盗難防止の徹底を図らせること。
- 2 パラコート剤の販売業者に対し、その販売に当たって次のことを遵守させること。
 - (1) パラコート剤については、別添の農林水産省の通知記の2及び6により、パラコート除草剤販売業者に対し農薬として登録されたパラコート除草剤以外は販売しないよう、かつ、購入者を農家及び防除業者に限定するよう指導されているので、その趣旨を踏まえ取り扱わせること。
 - (2) (1)の趣旨を踏まえ、購入者の身元及び使用目的の確認を励行すること。
また、使用目的に不審のある者や、安全な取り扱いに不安があると認められる者に対しては交付しないこと。
 - (3) 代理人が購入に来た場合は、依頼者に問い合わせ、代理人であることを確認できた場合のみ交付すること。
 - (4) 「パラコート剤を農業用として使用する者は、毒物及び劇物取締法第22条第5項でいう「毒物又は劇物を業務上取り扱うもの」に該当するので、保管管理、盗難防止等の必要な措置をとる義務が法的に定められている」旨を購入者によく説明したうえで交付すること。
- 3 パラコート剤の盗難又は紛失事故が発生した場合の警察署への届け出はもちろんのこと、不審な購入希望者があった場合にも警察署に通報させること。
- 4 パラコート剤の運搬に当たっては、荷送人、運搬業者及び荷受人は、運搬中に紛失することのないよう適切な処理を講ずるほか、授受の確認をそれぞれの立場(運搬業者による中継点での積降し及び積込みを含む。)で確実に実施させること。

別添 パラコート除草剤の管理指導について

(昭和60年11月20日60農蚕第6515号農林水産省農蚕園芸局長から各地方農政局長あて)

最近におけるパラコート除草剤の農薬本来の用途以外の使用に起因する事故の発生にかんがみ、その保管管理等の徹底については「パラコート除草剤の保管管理等の徹底について」（昭和60年10月24日付け農蚕第6105号農蚕園芸局長通達）により既にお願ひしたところである。

今般、その趣旨の一層の徹底を図るため、貴管下の都府県に対し下記事項の措置につき特段の御指導をお願いする。

なお、パラコート除草剤販売業者が毒物及び劇物取締法上の規制を受けるとともに、農家等の使用者についても同法上の業務上取扱者に該当するので、衛生部局と十分に連携をとりつつ下記事項の指導等を行うよう貴管下の都府県に対し併せて御指導をお願いする。

記

- 1 パラコート除草剤の流通経路及びパラコート除草剤販売業者をは握、確認するとともに、パラコート除草剤販売業者に対してはその取扱数量を定期的に報告させること。
- 2 パラコート除草剤販売業者については、必ずパラコート除草剤の取扱責任者を報告させるとともに、パラコート除草剤の販売に当たっては購入者を農家及び防除業者に限定するよう指導すること。また、これら購入者に対して保管管理、安全使用等について徹底させるよう指導するとともに、身元、使用目的等を十分に確認し、不審と思われる者に対しては販売しないよう指導すること。
- 3 パラコート除草剤販売業者に対して、パラコート除草剤の保管管理に当たっては、鍵のかかる場所に保管し、盗難、紛失の防止措置を強化するとともに、盗難、紛失事故が発生した場合には速やかに警察署に届け出るよう指導すること。
- 4 都道府県の指導に従わない販売業者によるパラコート除草剤の販売がされないよう監視指導すること。
- 5 必要に応じパラコート除草剤販売業者を対象にパラコート除草剤の適正な取扱い等に関する研修を実施すること。
- 6 無登録のパラコート除草剤の販売は行わないよう農薬販売業者等の監視指導を強化すること。

2 パラコート剤の保管管理等の徹底について

(昭和62年6月12日薬安第13号、薬監第43号、厚生省薬務局安全課長及び監視指導課長から各都道府県衛生主管部(局)長あて)

毒物劇物の監視指導については、かねてより種々ご高配をいただいているところであるが、今般、パラコート剤の集団給食への混入事件が発生し、改めてパラコート剤を使用する防除業者、農業者等(以下「パラコート剤使用者」という。)のパラコート剤の保管管理について問題となったところである。

パラコート剤の保管管理等については昭和60年11月20日薬安第222号、薬監第66号、薬務局安全課長、薬務局監視指導課長連名通知「パラコート剤の適正な管理について」により取り扱ってきたところであり、また、パラコート剤を含めた農薬の保管管理等についても本年度の農薬危害防止運動実施要綱において農薬の販売業者、防除業者その他の農薬使用者等に対する指導をお願いしているところであるが、今般の事件の発生にかんがみ、特にパラコート剤使用者に対するパラコート剤の適正な保管管理等の徹底についてより一層の指導を行う必要があるので、下記事項に御留意のうえ、関係業者団体及びその傘下した業者を通じて、パラコート剤使用者に対するこれらの指導内容の徹底を図られたく、格段の御配慮をお願いする。なお、農林水産省においても別添写しのとおり農蚕園芸局長より本年6月10日62農蚕第8283号「農薬の保管管理等の徹底について」の通知が各地方農政局長、沖縄総合事務局長及び北海道知事あてに送付されたので、貴職におかれてもご了知のうえ農林水産担当部(局)とも協力して、監視指導に遺憾なきを期せられたい。

記

- 1 農業上使用するパラコート剤は農薬取締法(昭和23年法律第82号)による規制を受けるとともに、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の規制を受けるものであり、パラコート剤使用者は、同法第22条第5項の「毒物又は劇物を業務上取り扱うもの」に該当するので、同法の規制を熟知させること。
- 2 パラコート剤の購入に当たっては、その購入量を真に必要な量に限ることにより、保管するパラコート剤の数量を常に最小限にとどめさせること。
- 3 パラコート剤は必ず鍵のかかる保管設備に保管させるとともに、保管数量、保管状況等を常時点検させるなど保管管理の徹底を図ることにより、盗難・紛失の防止措置に万全を期させること。
- 4 万一、パラコート剤の盗難・紛失事故が発生したときは、直ちに警察署に届けさせること。

別添 農薬の保管管理等の徹底について

(昭和62年6月10日62農蚕第3283号農蚕園芸局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長及び北海道知事あて)

このことについては、本年においても6月の「農薬危害防止運動」のなかで農薬の販売業者及び防除業者その他の農薬使用者に対する指導をお願いしているところであるが、今般、農薬本来の用途以外の使用に起因する事件の発生にかんがみ、その趣旨の一層の徹底を図るため農業者等農薬使用者を重点に、農薬を取扱う者に対し、下記事項の遵守徹底が図られるよう貴管下の都府県に対し特段の御指導をお願いする。

記

- 1 農薬販売業者及び防除業者その他の農薬使用者にあつては、農薬の保管管理の徹底及び盗難紛失の防止に万全を期すること。
- 2 万一、盗難、紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届けること。
- 3 特に、農業者等農薬使用者にあつては、以下の点について万全を期すること。
 - (1) 農薬の保管に当たっては、鍵のかかる場所に保管する等、一層の保管管理の徹底を図ること。
なお、農業者等農薬使用者であっても、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規制を受ける農薬を取り扱う者は、同法第22条第5項に規定する「毒物又は劇物を業務上取り扱うもの」に該当するので、同法の規制を十分に理解し、これを遵守すること。
 - (2) 農薬の購入に当たっては、目的とする防除に対し必要最小限にとどめ、余分な購入は差し控えること。
 - (3) 万一、使用残りの農薬が生じた場合には、安全な保管管理につとめること。

3 爆発性等を有する劇物、シアン化合物等の適正な取扱いについて

(昭和61年12月22日薬発第1081号厚生省薬務局長から各都道府県知事あて)

毒物及び劇物の監視指導については、かねてより種々ご配慮を煩わしているところであるが、最近、極左暴力集団による塩素酸カリウム等の爆発性等を有する劇物を原料とした新型爆弾等の摘発事件が発生したことにかんがみ、警察庁保安部長及び警備局長より別添の要望があった。

また、シアン化合物については、昭和59年に、シアン化ナトリウムの食品への混入を予告し、食品企業を脅迫した114号事件が発生し、社会問題となる経緯があり、更に、本年11月22日愛知県名古屋市において偽名を用いたシアン化カリウムの購入事件が発生した。

これらの毒物及び劇物の保管管理及び運送等については、昭和52年3月26日薬発第313号薬務局長通知「毒物及び劇物の保管管理について」、昭和59年11月5日薬発第865号薬務局長通知「シアン化合物の適正な管理について」及び昭和59年12月20日衛食第102号・薬発第999号生活衛生局長・薬務局長通知「114号事件に係る食品の安全確保及び毒物劇物の適性管理について」により取り扱ってきたところであるが、前述した毒物又は劇物に関連する事件にかんがみ、これらの販売業者等に対する適正な保管管理の徹底、譲渡及び交付手続の厳守等のより一層の指導を行う必要があるので、下記事項に御留意の上、貴管下関係業者団体に対し、傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等格段の御配慮をお願いする。

記

- 1 爆発性等を有する劇物については、別添警察庁保安部長及び警備局長の要望書の趣旨を踏まえ、当該劇物を取り扱う販売業者等に対し、盗難及び紛失の防止措置の徹底、譲渡及び交付手続の厳守、運搬時の管理の徹底等を図らせるとともに、盗難及び紛失事故が発生したときは直ちに警察署に届け出る等迅速な措置を採らせること。
- 2 シアン化合物等の毒物及び劇物については、当該毒物又は劇物を取り扱う販売業者等に対し、盗難及び紛失の防止措置の徹底、譲渡及び交付手続の厳守、運搬時の管理の徹底並びに盗難及び紛失事故発生時の迅速な措置を行わせるとともに、当該毒物又は劇物の交付に当たっては次の事項を遵守させること。
 - (1) 譲受人が常時取引関係のある者以外の者である場合にあっては、交付を受ける者の身分証明書、運転免許証等により必ずその者の身元を確認するとともに、使用目的、使用場所等の聴取を行うこと。また、譲受人の職業等から使用目的に不審があると認められる者、安全な取扱いに不安があると認められる者等には交付しないようにするとともに、この種の不審な動向のある者については直ちに警察へ通報すること。
 - (2) 交付を受ける者が譲受人と異なる場合であって譲受人の代理人、使用者その他の従業者であることが明らかでないときは、譲受人に問い合わせ、又は譲受人からの委任状を提出させるなど、交付を受ける者が譲受人の代理人等であることをあきらかにした上で交付すること。この場合には、交付した毒物又は劇物の名称、交付の年月日並びに交付を受けた者の氏名及び住所を帳簿等に記載しておくこと。

別添 毒物・劇物使用犯罪防止のための適正な管理について

(昭和61年12月12日警察庁保安部長及び警備局長から厚生省薬務局長あて)

極左暴力集団は、凶悪な「テロ」、「ゲリラ」を繰り返して国民の平穏な生活に多大な被害を与えており、特に、最近では強力な新型爆弾を開発したり、射程距離の長い爆発物発射装置を使用したりするなど、その犯行は一段とエスカレートしたものとなっておりますが、このような爆発物の製造に当たって、極左暴力集団は、劇物である塩素酸塩類を原料として用いております。

こうした毒物・劇物使用犯罪の未然防止については、警察といたしましても総力を挙げて取り組んでおり、貴省に対しましても、既に昭和55年7月19日付警察庁丙公害発第4号及び昭和61年1月17日付警察庁丙公害発第2号において、毒物及び劇物の適正な管理について要請し、また、最近の厳しい情勢に鑑み、10月22日開催の極左対策関係省庁連絡会議においても要望したところでありますが、貴省におかれましても、重ねて、関係行政機関及び関係業界団体に対し、下記事項についての指導をさらに強化するなど、適切な措置を採られるよう格段の御配慮をお願い致します。

記

- 1 毒物・劇物を保管管理するための保管庫等保管設備の設置、保管設置及び保管に係る毒物・劇物の保管取扱量の定期点検、不要物の適正な廃棄等保管管理の徹底を図り、盗難、紛失の防止措置を強化すること。
- 2 毒物・劇物の譲渡及び交付に当たっては、法定の手続を厳守し、譲受人又は交付を受ける者（以下「譲受人等」という。）の氏名、住所、職業、使用目的、使用場所、使用日時等を身分証明書、運転免許証等の資料の提示を受けて十分確認するとともに、所要量以上は交付しないようにすること。また、代理人が交付を受けに来た場合には、本人に問合せ、代理人であることを確認できた場合にだけ交付するようにこと。
また、譲受人等であって、職業、言動その他から使用目的に不審のある者等安全な取扱に不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審動向については、速やかに警察に通報すること。
- 3 毒物・劇物の運搬に当たっては、荷送人、運搬業者及び荷受人は、運搬中にこれを紛失することのないよう適切な措置を講ずるほか、譲受の確認をそれぞれの立場（運搬業者による中継地点での積降し及び積込みを含む。）で確実に実施すること。
- 4 毒物・劇物の紛失又は盗難事故が発生した場合には、直ちに警察署へ届け出ること。

4 毒物及び劇物取締法施行令等の一部改正に伴う毒物及び劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供の取扱いについて

(平成12年11月20日医薬安第141号厚生省医薬安全局安全対策課長から各都道府県衛生主管部(局)長あて)

毒物及び劇物取締法施行令等の一部改正については、平成12年11月20日付け医薬発第1143号医薬安全局長通知が発出されたところであるが、今回の改正は毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止に資するよう、毒物又は劇物の有害性情報に精通している毒物又は劇物の製造業者、輸入業者等が譲受人に対して毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報(以下「情報」という。)を提供することとしなければならないこととしたものであり、情報の提供の細部の取り扱いについては、下記のとおりとしたので、御了知の上、適正な取り扱いを図るとともに、貴管下関係機関及び関係業者に対する指導方御配慮願いたい。

なお、本通知において、改正後の毒物及び劇物取締法施行令を「令」と、改正後の毒物及び劇物取締法施行規則を「規則」とそれぞれ略称する。

記

第1 情報の提供の対象

- 1 情報の提供は、毒物及び劇物を販売し、又は授与する場合を対象としているものであること。
- 2 毒物又は劇物を、継続的に又は反復して販売し、又は授与する場合などのように、当該毒物劇物営業者により、当該譲受人に対し、既に当該情報の提供が行われている場合は、重ねて、情報の提供を行わなくとも差し支えないこと。
- 3 規則第13条の6第1号に規定する場合とは、1回につき200mg以下の劇物を販売し、又は授与する場合であり、毒物を販売し、又は授与する場合については取扱量の多少にかかわらず情報の提供の対象としているものであること。

また、毒物又は劇物の含有率によって情報の提供の対象外とするものではないこと。

- 4 規則第13条の6第2号に規定する場合とは、令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合であり、毒物劇物販売業者に対して販売し、又は授与する場合は、情報の提供の対象としているものであること。

また、一般消費者への毒物又は劇物の販売については、家庭用劇物以外の販売を自粛し、代替品購入を勧めること及びやむを得ず販売する際には、一般消費者に対し必ず保管管理や廃棄の義務について説明の上販売することを毒物劇物販売業者に対し指導するようお願いしているところであるが、やむを得ず販売する場合は情報の提供が必要であること。

- 5 毒物劇物営業者が、毒物又は劇物の運搬又は貯蔵を他に委託する場合は、委託先業者に対する情報の提供を義務付けているものではないが、これらの者に対しても情報の提供が行われることが望ましいこと。

なお、1回につき1000キログラムを超える毒物又は劇物の運搬を他に委託するときは、令第40条の6に基づき、その荷送人は、運送人に対し、事故の際に講じなければならない応急の措置の内容等を記載した書面を交付しなければならないこととしているものであること。

第2 情報の提供方法

- 1 磁気ディスクの交付その他の方法により情報を提供する場合は、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したものによらなければならないこととしたこと。
- 2 文書の交付には、毒物劇物販売業者が取り扱う毒物及び劇物の情報を取りまとめた冊子を交付することが含まれるものであること。
- 3 規則第13条の7に規定する「その他の方法」には、インターネットで閲覧できるホームページが含まれるものであること。この場合は、譲受人の承諾を受けるとともに、当該ホームページのアドレスを通知すること。
- 4 毒物又は劇物である農薬を農家等最終使用者に販売し、又は授与する場合は情報の提供が必要であるところ、提供する情報の内容が容器に表示されており、かつ、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾した場合は、表示によって情報を提供して差し支えないこと。
- 5 情報の提供は邦文により行わなければならないが、単位又は製品名、外国の機関名、外国文献名等の記号又は固有名詞等については、邦文中に日本語表記以外のものを含んでいても差し支えないこと。この場合において、必要に応じ、日本語による表記を併記すること。
ただし、外国語の文献をそのまま提供することは認められないこと。

第3 情報の内容について

- 1 成分及びその含量は、毒物及び劇物取締法第12条第2項に基づく表示と同等のものを提供することで差し支えないこと。
- 2 現在、「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」（平成5年厚生省及び通商産業省告示第1号）に基づき、関係事業者が自主的に化学物質安全性データシートを交付しているところ、既に作成されている化学物質安全性データシートであって、規則第13条の8の各号に掲げる事項が記載されているものであれば、これを使用して差し支えないこと。
- 3 情報は、毒物劇物営業者等の責任において作成されるものであり、行政機関等の承認等は要しないこと。
- 4 規則第13条の8の各号に掲げる事項が提供されていれば、項目名が必ずしも規則第13条の8の各号と一致していなくても差し支えないこと。
- 5 情報を記載した文書等に、規則13条の8の各号に掲げる事項以外の毒物又は劇物に関する事項を記載しても差し支えないこと。

5 毒物劇物取扱責任者の資格の確認について

(参考 平成14年1月11日医薬化発第0111001号厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」、令和6年5月30日付け医薬審発0530第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知「毒物劇物取扱責任者の資格要件について」及び厚生労働省作成「毒物及び劇物取締法Q&A(令和8年1月27日更新)」)

毒物劇物取扱責任者の資格について、毒物及び劇物取締法(以下「法」という)第8条第1項第2号に該当するものとして届け出る場合、次の(1)から(5)を参照し、いずれかの学課を修了した者であることの証明が必要です。法第8条第1項の各号に該当しない場合には、各都道府県が実施する毒物劇物取扱者試験を受験して合格することが必要です。

(1) 大学等

学校教育法第83条に規定する大学(同法第108条第3項に規定する短期大学を含む。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校で応用化学に関する学課を修了した者であることを卒業証明書や成績証明書、単位取得証明書、論文の概要等で確認する。応用化学に関する学課とは次の学部、学科又は研究科等とする。

ア 薬学部(4年制又は6年制)

イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科(化学専攻のものに限る。)、生物化学科等

ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

オ 化学に関する授業科目の単位数が、必修科目・選択科目等を合わせて28単位以上修得している又は必修科目の単位中50%以上である学科(ここで化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には、単位数に参入して差し支えないこと。また、名称のみでは判断できない場合は、シラバスやカリキュラムにより授業内容を確認すること。)

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学等

有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

地球環境化学、工業技術基礎(化学)、課題研究(化学)

※工業技術基礎及び課題研究については、応用化学に関する学課を修了したことを証する書類において、科目名に「(化学)」等の字句が明示されて証明してあるものに限る。(例:工業技術基礎(化学)、課題研究(化学))

(2) 高等専門学校

学校教育法第115条に規定する高等専門学校工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者であることを確認する。

ただし、学科名により判断できない場合には、(1)のオを準用し、化学に関する科目を28単位以上修得していることを確認すること。

(3) 専門課程を置く専修学校(専門学校)

学校教育法第124条に規定する専修学校のうち同法第126条第2項に規定する専門学校において応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認する。化学に関する科目については(1)のオを準用する。

(4) 高等学校

学校教育法第50条に規定する高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)第2条第3項に規定する実業高校を含む。)において応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認する。化学に関する科目については(1)のオを準用する。

(5) 大学院

学校教育法第97条に規定する大学院で応用化学に関する研究科を修了した者であることを確認する。応用化学に関する研究科への該当性の判断においては(1)のア～オを準用する。なお、(1)のオを準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えないこと。

6 廃棄物処理事業におけるクロルピクリン中毒の防止について

(平成17年1月28日付け環産発第050128001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長から各都道府県廃棄物行政主管部(局)長あて抜粋)

標記について、今般、厚生労働省により廃棄物処理事業等におけるクロルピクリン(クロロピクリンともいわれる。)の空容器を原因とすると思われる中毒災害事例が取りまとめられたところである。

については、クロルピクリンの空容器の処理に関し、下記の事項について御了知いただくとともに、貴管下の市町村、廃棄物処理業者等の関係者に対して周知徹底をお願いする。

記

1 排出者に関する事項

土壌燻蒸剤のクロルピクリンについては、計画的に使用する等、廃棄物とならないようにすることが肝要であるが、クロルピクリンを使い切った後の空容器の排出に当たっては、クロルピクリンの残液がなく、かつ、臭気が抜けていることを確認の上、排出すること。

空容器を排出する際は、収集作業にも残液の処理が実施済みであることが分かるように、残液処理済みであることの表示、臭気抜き用穴が見えるように置く等の対策を講ずること。

2 市町村廃棄物処理事業及び廃棄物処理業者に関する事項

収集に当たって、排出されたクロルピクリンの空容器に栓がされていたり、臭気処理の対策が講じられていないと推察される等、クロルピクリンが内部に残存しているおそれがある容器があった場合には、収集を中止して排出者に返却すること。

3 労働安全衛生の確保に関する事項

(1) 安全衛生教育の実施

関係者に対して、クロルピクリンの性状、有害性、疑わしい廃棄物に遭遇した場合の対処方法について安全衛生教育を実施すること。

(2) 異常発生時の措置

不測の事態により、廃棄物の回収又は処理の際にクロルピクリンの蒸気が発生したときには、直ちに関係者を退避させること。

7 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について

(平成17年4月1日付け薬食化発第0401001号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長から各都道府県衛生主管部(局)長あて)

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「法」という。)及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号。以下「省令」という。)が公布され、それぞれ平成17年4月1日より施行されることとなりました。

施行に伴い、毒物劇物営業者における毒物及び劇物取締法第14条第4項に基づく書面及び第15条第4項に基づく帳簿の保存について、電子的な保存が可能となりました。

つきましては、関係方面に対する周知方御配慮願います。

8 毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について

(平成17年11月14日付け薬食審査発第1114001号及び薬食監麻発第1114001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び同局監視指導・麻薬対策課長から各都道府県衛生主管部(局)長あて)

毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の適正な販売等の徹底については、平成11年1月13日付け医薬発第34号厚生省医薬安全局長通知によりお願いしているところです。

今般、静岡県において、劇物である酢酸タリウムを用いた傷害事件が発生し、これまでの静岡県東部保健所の調査等から、同県内の薬局が当該劇物を18歳未満の学生に販売したこと(毒物及び劇物取締法(法律第303号、以下「毒劇法」という。)第15条違反)が明らかになりました。

貴職におかれましては、特に下記の内容について再度の指導徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、今後当該事件に係る新たな事実が判明した場合、更に通知を発出する等必要な対応を採ることがありますので、御承知おきください。

記

- 1 毒物劇物営業者に対して、毒劇物の譲渡に当たっては、毒劇法第14条及び第15条の規定を遵守するとともに、身分証明等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行うよう指導すること。
- 2 家庭用劇物以外の毒劇物の一般消費者への販売等を自粛するよう引き続き指導すること。

9 毒物及び劇物のオンライン販売に係る留意事項について

(令和7年3月24日付け医薬薬審発 0324 第4号) 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長から各都道府県衛生主管部(局)長あて)

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物のオンライン販売につきましては、実態を把握するため、委託事業として毒劇物の買上げ調査を行ったところです。その結果、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)に抵触する実態が一部の店舗において確認されました。

毒物劇物の監視及び取締りについては、「毒物劇物監視指導指針の制定について」(平成11年8月27日付け医薬発第1036号厚生省医薬安全局長通知)別添による毒物劇物監視指導指針に基づき実施いただいているところですが、貴職におかれましては、下記に御留意の上、オンライン販売を実施する貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長及び一般社団法人日本試薬協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

1 譲受書の事前提出について

商品到着後に同封の封筒において譲受書の提出を求めるなど、事前に譲受書の提出が行われていない事業者が散見されるところである。加えて、極少数ではあるものの、譲受書の提出を求めない事業者も確認された。

法第14条第2項において、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業業者以外の者に販売し、又は授与してはならないこととしているところであり、事前に購入者より譲受書の提出を求めるよう、事業者には指導することとされたい。

2 身分の確認について

法第15条において、毒物及び劇物の交付の制限を定めているところである。しかしながら、譲受書の事前提出を求めていることに加え、身分証の確認を求めていることから、交付の制限に係る確認が不十分な例が散見された。1とともに、身分の確認を行うなど、販売に当たって適切な対応を行うよう事業者には指導されたい。

10 毒物劇物販売業登録等手続き一覧

種 類	申請書（届書）	添付書類	備 考
毒物劇物販売業登録申請	毒物劇物 一般販売業 農業用品目販売業 特定品目販売業 登録申請書	1 店舗の設備の概略図 2 定款若しくは寄付行為又は登記事項証明（申請者が法人の場合） 3 申請者の申立書	1 「毒物劇物取扱責任者設置届」を提出すること。 2 登録申請は店舗ごとに行うこと。 6年ごとに更新すること。
毒物劇物取扱責任者設置届	毒物劇物取扱責任者設置届	1 資格を証する書面の写 薬剤師免許証、卒業証明書、単位取得証明書、合格証 2 宣誓書 3 医師の診断書 4 雇用関係にあるものについては、これを証するもの（勤務証明書、雇用証明書等）	取扱責任者の資格 1 薬剤師 2 高等学校以上の学校で応用化学に関する課程を修了した者 3 知事の行う毒物劇物取扱者試験に合格したもの
毒物劇物販売業登録更新申請	毒物劇物 一般販売業 農業用品目販売業 特定品目販売業 登録更新申請書	登 録 票	更新までの期間中（6年間）に変更のあった事項について備考欄に記載すること 1 申請者の住所・氏名 2 店舗の名称 3 取扱責任者の住所・氏名
販売業の変更届	変 更 届	[申請者の氏名・住所変更] 氏名変更の場合は戸籍(抄)謄本 [貯蔵設備の主要部分変更] 変更前、変更後の貯蔵設備の概略図 [店舗の名称変更] (注) [] は届出事項	1 変更が生じて30日以内に行うこと。 2 登録票の記載事項（「住所」「氏名」「店舗の名称」等）に変更が生じた場合は、併せて登録票書換え交付申請を行うこと。
毒物劇物販売業登録票書換え交付申請	登録票書換え交付申請書	登 録 票	変更届と同時にを行うこと。
毒物劇物販売業登録票再交付申請	登録票再交付申請書	登 録 票 (ただし、破けたり、汚したりしたときのみ)	
販売業の廃止届	1 廃 止 届 2 特定毒物を所有するときは 特定毒物所有品目及び数量届書	1 登 録 票	1 廃止後30日以内に行うこと。 (廃止理由を備考欄に明記すること) 2 数量届は15日以内
毒物劇物取扱責任者変更届	毒物劇物取扱責任者変更届	1 変更後の取扱責任者の資格を証する書類 2 " の宣誓書 3 " の医師の診断書 4 " の雇用を証する書類	変更後30日以内に届出すること。

~Memo~

中毒についてのお問い合わせは、次のところでお答えしています。

(食中毒については、お答えしていません。)

広島中毒119番

[公益社団法人広島県薬剤師会]

- 電話照会 電話番号 082-567-6099
0120-279-119 (フリーダイヤル)
(一般電話、携帯電話/県内対応のみ)

受付時間 平日 9:00~17:00

(土曜日、日曜日及び祝日は受付けておりません。)

大阪中毒110番

[公益財団法人日本中毒情報センター]

- 電話照会 電話番号 072-727-2499 (一般市民専用/無料)
072-726-9923 (医療機関専用/有料: 1件2,000円)

受付時間 365日、24時間対応

つくば中毒110番

[公益財団法人日本中毒情報センター]

- 電話照会 電話番号 029-852-9999 (一般市民専用/無料)
029-851-9999 (医療機関専用/有料: 1件2,000円)

受付時間 365日、24時間対応

化学物質(家庭用品、農業用品 e t c)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しています。

異物誤飲(石ころ、ビー玉など)や食中毒、慢性の中毒(アルコール中毒、シンナー中毒など)や常用量での医薬品の副作用は受付けておりません。